

海外からの病害虫の侵入を防ぐために 輸入検疫を行っています



輸入検疫では、量や商用・個人用を問わず、貨物、携帯品、郵便物で輸入されるすべての植物等が対象となります。

植物等の輸入にあたっては、輸出国政府機関が発行した検査証明書を添付することが法律で定められています(一部の植物等については検査証明書の添付が免除)。

輸入検疫の流れ

輸入禁止品

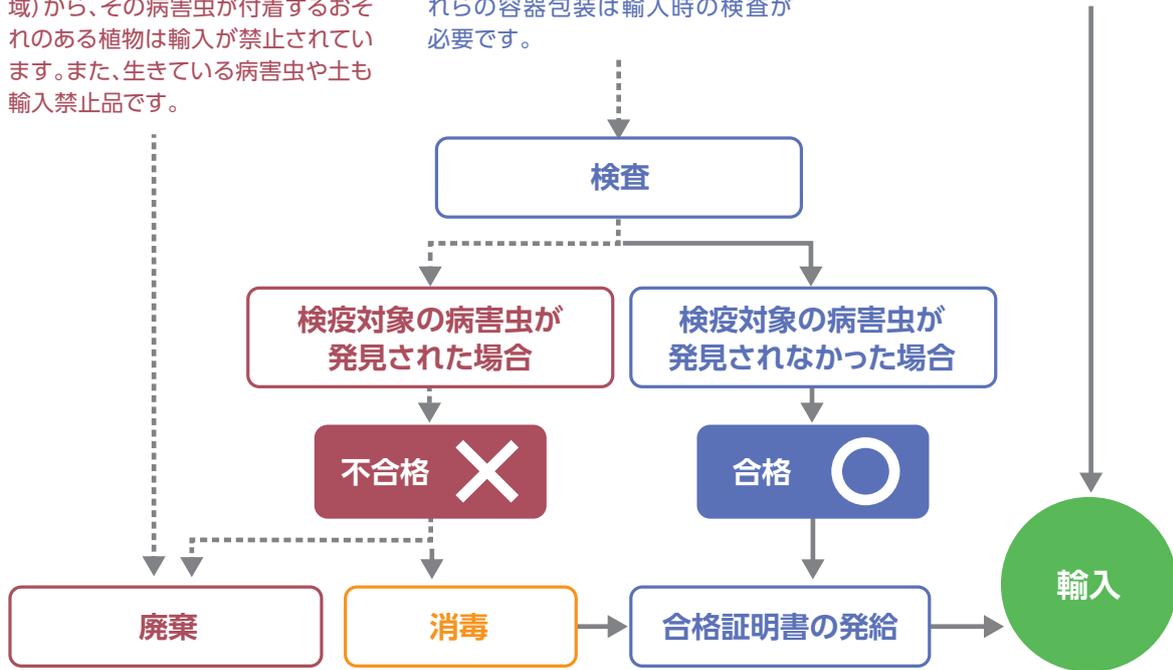
日本へ侵入した場合、大きな被害が予測され、かつ輸入時には的確な検査が困難な病害虫があります。このような病害虫が発生している国(地域)から、その病害虫が付着するおそれのある植物は輸入が禁止されています。また、生きている病害虫や土も輸入禁止品です。

検査品 (検査証明書の添付)

輸入禁止品に該当しない苗木・球根・切花・種子・果実・野菜・穀類、豆类・香辛料原料・肥飼料原料・木材などの植物又は中古農業機械及びこれらの容器包装は輸入時の検査が必要です。

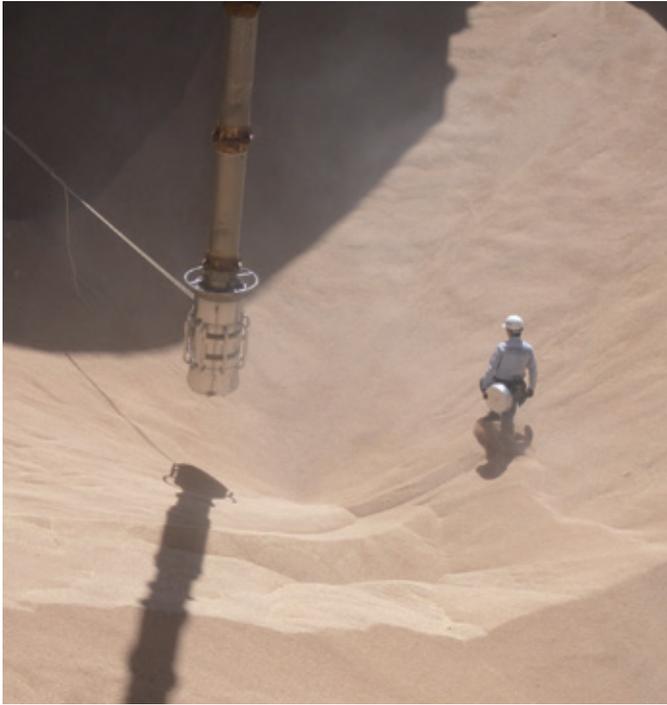
検査不要品

植物であっても木工品や製茶など高度に加工され、病害虫の付着するおそれのないものは、輸入時の検査は不要です。



海港における貨物の検査

大型専用船で穀類、青果物、木材など、コンテナ船で青果物、切花、球根、種子、中古農業機械などが輸入され、港で検査をしています。



船内での穀類の検査



青果物の検査

空港における貨物の検査

航空貨物では切花、苗、球根、青果物などが輸入されます。また、本格輸入に先立つサンプル輸入として多種多様な小口貨物などもあり、到着した空港で検査をしています。



切花の検査



苗の検査

携帯品の検査

入国する旅行客が携行して持ち込む果物や野菜などの植物は、到着後、税関検査場内にある「植物検疫カウンター」で、税関検査に先立って検査をしています。検査に当たっては動植物検疫探知犬が活躍しています。



植物検疫カウンター



動植物検疫探知犬

国際郵便物の検査

国際郵便物の通関手続が行われる郵便局において、輸入された植物等の検査をしています。動植物検疫探知犬も活躍しています。



多肉植物の検査

種苗の検査

種子などは、目視検査だけでは発見できない病気に感染している可能性があり、検定室でプロッター法、遺伝子診断法等を用いた精密な検査も実施しています。



プロッター法による検査

